佐世保市公告 第303号

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所等が不明なため送達することができないので、地方自治法第231条の3第4項及び、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

下記の書類は佐世保市長(生活衛生課取扱)において保管していますので送達を受けるべき者より申し出があればいつでも交付しますので、受領してください。

なお、下記の書類は、地方自治法第231条の3第4項及び、地方税法第20条の2第2項の規定により、本公示送達書の掲示を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月31日

佐世保市長　宮　島　　大　典

送達を受けるべき者の氏名又は名称	送達する書類名	摘要
松永　政彦	・督促状(令和7年度佐世保市民霊園使用料)	

以　上